

令和5年度
西尾市
上下水道だより **みずのわ**

水道週間 6月1日～7日

「水道水 安心・安全

これからも」



写真は、南海トラフ地震などにより西尾市の水道施設が被災した場合の応急給水、応急復旧等の活動が円滑に機能するための訓練の様子です。西尾市管工事業協同組合と合同訓練を行いました。

編集：西尾市上下水道部上下水道経営課 TEL 0563(65)2191

Fax 0563(56)0377

上下水道事業からのお知らせ

災害時の給水対策

国は災害に対する備えとして、1人1日3リットルの飲料水を3日分備蓄することを勧めています。

また、大規模災害発生時には、1週間分の飲料水の備蓄が望ましいとされています。

トイレや洗面用などの生活用水も必要です。お風呂の残り湯を捨てずに貯めておけば、100リットル以上の水を確保できます。

いざという時に備えて、普段の暮らしから常に水を確保するようにしましょう。



節水対策

今後、気象状況等により、節水対策を行う事態が予想されます。実施された場合には、ホームページ等でお知らせしますので、市民の皆様にはご理解とご協力をお願いします。

問合せ 上下水道経営課経営総務担当
Tel 0563(65)2191

水道メーターの取替えについて

水道メーターは、使用量を決定する大切な計量器であり、常に計測の正確性を保つため、計量法で有効期間を8年と定めています。

市では全給水地区を7つのブロックに分けて計画的に取替えを行っています。

令和5年度の取替対象地区は左記のとおりですので、ご協力をお願いします。

●取替地区

・小型メーター（13mmから40mmまで）

・幡豆町全域

・大型メーター（50mm以上）

管内の有効期限に達するものから順次取替えます。

●取替作業

取替作業は、市が委託した業者が行います。

取替作業中は、10分〜30分ほど断水します。

なお、取替作業にあたり事前に「取替えのお知らせ」を通知させていただきます。

●取替費用

取替費用は無料です。ただし、次の場合は費用を負担していただきます。

・宅地内の改造などで、水道メーターやメーターボックスが地面より低

くなった場合

・メーターボックスが小さいため取替作業が困難な場合

・その他、改良工事が必要な場合

問合せ 上下水道営業課維持給水担当
Tel 0563(57)1214

●佐久島の水道メーター取替え

佐久島は有効期限に達するものから順次取替えます。

問合せ 南知多町役場水道課

Tel 0569(65)0711



水道管の漏水調査について

貴重な水資源の有効利用と道路陥没等の事故防止のために水道管の漏水調査を行います。

この調査は、水道管からの漏水を発見することが目的で、調査のために敷地内の水道メーターまで立ち入らせていただくことがあります。

令和5年度の調査概要は、次のとおりですので、ご協力をお願いします。

●調査地区

・西尾東部地区・一色地区

調査の際は、事前に「漏水調査実施のお知らせ」を通知させていただきます。

●調査業務

調査業務は、市が委託した調査会社が行い、道路及び水道メーターまでの水道管が対象です。

水道メーター以降の宅地内側の漏水調査は行いません。

●調査費用

この漏水調査で費用を請求することはありません。

問合せ 上下水道営業課維持給水担当

Tel 0563(57)1214

水道水の水質検査結果について

令和4年度の検査結果はすべて水質基準に適合していました。

市では、利用者の皆様に安心して水道水を使っていたくために、水質検査計画を策定し、これに基づいて定期的に検査しています。

詳しい検査結果や検査計画は、水道庁舎窓口や市のホームページでご覧になれます。

問合せ 水道整備課配水担当

Tel 0563(57)1216

上下水道料金のお支払い方法

上下水道料金は、2か月ごとに水道メーターを検針し、その翌月にご請求いたします。

お支払い方法は、「口座振替」、「納入通知書」、「アプリ決済」、「クレジットカード」があります。

※通信費が発生する場合はお客様負担です。

●口座振替払い

振替日は、お支払い月の18日です。その日に振替できなかった場合は、翌月の8日に再振替をします。なお、いずれも金融機関が休日の場合はその翌営業日になります。

【申込方法】

通帳と通帳印、使用者番号のわかるもの（使用水量のお知らせなど）をお持ちのうえ、市内の金融機関窓口でお申込みください。

●納入通知書

上下水道部からお送りする納入通知書（納付書）で直接、納付書裏面に記載された金融機関窓口、または、コンビニエンスストアなどでお支払いいただく方法です。

●アプリ決済

スマートフォンなどを用いた電子決済方法で、専用のアプリをインストールして納入通知書のバー

コードを読み込んでお支払いいただく方法です。

【利用可能なアプリ】

LINE Pay、PayB、PayPay、FamiPay、楽天銀行コンビニ支払サービス、auPay、d払い、クレジットカード

●クレジットカード

インターネットを通じてお申込みいただき、継続的にクレジットカードでお支払いいただく方法です。

【利用対象者】

水道メーターの口径が25mm以下で1回の請求金額が5万円以下の方（ご利用中に1回の請求金額が5万円を超える場合には納入通知書を郵送します。）

【申込方法】

パソコン、携帯電話などからインターネットを通じて「Yahoo! 公金支払い」を利用してお申込みいただけます。

お申込みにあたっては、お使いの水道の「使用者番号」及び「確認番号」が必要となりますので、「使用水量のお知らせ」または「納入通知書」でご確認ください。

※支払い方法の詳細は、左のQRコードからご覧ください。



問合せ先 上下水道営業課お客様窓口

TEL 0563 (57) 1212

簡単にできる「漏水チェック」

使用水量のお知らせを見て、いつもより多いと感じたら、次の方法で漏水チェックをしてみましょう。水道水を大切にお願いいたします。定期的にも、普段から気にかけていただき、定期的を確認することをお勧めします。

●漏水チェックの手順

- ①ご家庭内の蛇口を全て閉めます。
- ②水道メーターのパイロット（銀色のコマ）の動きを見ます。
- ③パイロットが止まっていれば漏水はしていませんが、回った状態であれば、メーターから蛇口までの間のどこかで漏水しています。



●漏水していた時は、早急に市水道事業指定給水装置工事店（市のホームページに掲載）で修理を依頼してください。

問合せ先 上下水道営業課料金担当

TEL 0563 (57) 1212

第65回「水道週間」

6月1日から7日まで第65回「水道週間」が全国一斉に実施されます。例年、期間中に県営水道では浄水場の一般開放が行われます。コロナ禍のため詳細については、問合せ先にご確認ください。

●期間 6月1日（木）～7日（水）

●施設案内 午前10時、午後1時、午後3時（各30分前から受付開始）

●場所

・豊田浄水場（豊田市浄水町）

・幸田浄水場（幸田町大字坂崎）

●内容 施設の説明と見学案内

問合せ先 西三河水道事務所

TEL 0566 (98) 5651

上下水道に関する各種情報

市のホームページでは、上下水道に関する各種情報を掲載しています。ホームページの「くらし・手続き」に「上水道」「下水道」のコーナーがありますので、各種手続き等にご利用ください。また、上下水道事業に関するご意見・ご要望等がありましたら、次の問合せ先まで郵送またはEメール（様式は任意）でお寄せください。

問合せ先 〒445-0062

上下水道経営課経営総務担当

Eメール jagesui-k@city.nishio.lg.jp

下水道への接続にご協力を

～快適な生活空間・水質保全のために～

下水道への接続期限について

下水道整備の工事が完了し、下水道が使える区域になりますと、区域内にお住まいの皆さんには、次のような接続義務が生じます。

●し尿浄化槽トイレをお使いの方は、すみやか（一年以内）に接続。

●くみ取り便所をお使いの方は、三年以内に接続。

※ただし当面又は合理的な理由がある場合は除きます（たとえば、近いうちに建物の撤去、改築をする場合又は空家等で汚水を流さない場合など）。

●下水道への接続工事は、**西尾市排水設備指定工事店**へ依頼してください。

※詳細は左のQRコードからご覧ください。



問合せ 上下水道営業課接続促進担当
TEL 0563 (65) 5120

下水道使用料について

下水道への接続工事が完了したら、下水道使用料を水道料金と合わせて請求させていただきます。また、転出や転入等で上水道、下水道の使用中止や使用開始は届け出を行ってください。

問合せ 上下水道営業課お客様窓口
TEL 0563 (57) 1212

下水道受益者負担金について

下水道整備の工事が完了し、下水道が使える区域になりますと、区域内にお住まいの皆さんには、下水道整備費の一部を負担していただくこととなります。ここで負担していただく受益者負担金は一度きりの賦課です。ご理解をいただきますようお願いいたします。

※詳細は左のQRコードからご覧ください。



問合せ 上下水道営業課料金担当
TEL 0563 (65) 2185

雨水貯留浸透施設

補助対象となる雨水貯留浸透施設は、以下のとおりです。



雨水貯留浸透施設設置奨励補助金について

雨水貯留浸透施設の設置を促進することで、雨水の流出抑制及び地下水の浸透推進、雨水の有効利用などを図り、自然環境の保全と回復に寄与します。 ※詳細は、左のQRコードからご覧ください。



問合せ 上下水道営業課接続促進担当
TEL 0563 (65) 5120

下水道への排水について

下水道へ流れた油は、下水道内で冷えて固まり、下水道管のつまりや悪臭の原因になります。

また、水に溶けにくいティッシュペーパーや紙おむつ、生活用品などは、本管に付着して、流れを阻害します。下水道は、私たちの生活になくてはならないものです。常に下水がスムーズに流れるよう、マナーを守って使ってください。

お願い：下水道に油を流さないで！

油をふき取る

鍋や食器についた油污は、ふき取ってから、洗いましょう。

油を吸い取る

残った油は、新聞紙などで吸い取るか、油を固めるなどして、可燃ごみとして捨てましょう。

油を使い切る

余った油は、他の料理に活用して、なるべく使い切りましょう。